

## 【70 例目】山梨県（道志村）における 豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

### （１）農場の概況

- ① 当該農場は、山間部に位置しており、農場の周辺は山林に囲まれていた。
- ② 当該農場は繁殖農場であり、離乳豚を 69 例目の発生農場である系列農場に移動していたが、本年 7 月に当該系列農場で豚熱が発生したことから、離乳豚の移動を中止していた。
- ③ 農場周辺では野生イノシシの生息が確認されており、本年 6 月に農場から約 14km の地点で野生イノシシの豚熱感染が確認されていた。
- ④ 農場内には公道が通過しており、6 つの衛生管理区域に区分されていた。

### （２）飼養衛生管理関係

- ① 従業員や飼料業者は農場立入時に農場専用の長靴、作業着に着替えていたが、手指は消毒していなかった。
- ② 農場には、従業員 4 名が飼養豚の管理に従事しており、作業を担当する豚舎は決められていた。
- ④ 飼料の輸送車両や系列農場への離乳豚運搬車が農場に入る際には、農場入口に位置する動力噴霧器で車両消毒を行っていた。公道を通過し、各衛生管理区域に入る際には石灰帯を通過していたが、区域ごとの車両消毒は実施していなかった。飼料の搬入や離乳豚の出荷の際に、運転手が畜舎に入ることはなかった。
- ③ 従業員が豚舎に入る際には、石灰帯による消毒と、分娩舎では踏み込み消毒は実施していたが、豚舎専用の長靴への交換はしていなかった。また、豚舎毎の専用作業着への更衣、手袋の交換・手指消毒はいずれも実施していなかった。
- ⑤ 繁殖豚を豚舎間で移動する際は、豚舎間（公道を含む）を歩かせていたが、通路の消毒は実施していなかった。
- ⑥ 農場では主にパイプラインで自動給餌していたが、離乳豚を収

容する豚舎では、飼料タンクから給餌車で飼料を運んで手給餌していた。給餌車が豚舎に出入りする際、畜舎毎の石灰帯は通過していたが給餌車の洗浄・消毒は実施していなかった。

- ⑦ 飼養豚への給与水は、谷水をパイプラインで貯水槽にため、使用していた。貯水槽には蓋が設置されていたが、消毒は実施されていなかった。
- ⑧ 糞尿の液体部分は農場内の浄化槽で浄化していた。固形分農場内のたい肥置き場でたい肥化し、周辺農場に販売していた。
- ⑨ 各豚舎やたい肥舎の開口部には防鳥ネットが設置されていたが、一部に間隙が認められ、豚舎の壁面などにも破損が認められた。
- ⑩ 死体は系列農場に農場車両で運搬し、冷凍コンテナに保管したあと、化製処理場で処理していた。69 例目の発生以降、死体は農場内のコンポストで処理していた。

### (3) 野生動物関連

- ① 衛生管理区域の周囲は、ワイヤーメッシュ柵と崖で区分されていたが、除草がなされていない箇所があった。また、小動物等が柵の下をくぐった形跡があった。農場出入口には開閉式のワイヤーメッシュ柵が設置され、使用時以外は閉鎖されていた。
- ② 飼養管理者によれば、農場敷地内では、シカやネコが確認されたことがあったとのこと。
- ③ 調査時に衛生管理区域内にシカの糞便が確認されたほか、衛生管理区域の外側では、イノシシのものと思われる足跡や堀り跡が確認された。
- ③ 豚畜舎の通路や飼料置き場でネズミの糞が確認された。また、通路ではネズミの死体が確認された。

### (4) 臨床症状の経過

- ① 当該農場では令和元年 11 月に初回の豚熱ワクチン接種が実施された。離乳豚は系列農場へ移動後に接種されていたが、系列農場で豚熱が発生したことから、本年 7 月からは離乳豚についても当該農場で毎週接種されていた。
- ③ 系列農場での発生に伴い、豚の移動制限や死亡数・臨床症状の報告義務がかけられていたが、死亡頭数の異常な増加は確認され

ていなかった。その後、8月4日に制限解除のための検査を実施した。

- ④ 調査時には、検査で感染が確認された豚舎の一部でパイルアップを示す豚が認められた。

(以上)